

(10) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

長 野 県	国
1人当たり平均支給額(20年度) 1,844千円	—
(20年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.75)月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

- 1 地方公務員法第40条に基づき、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
- 2 半年毎に、期首に業績目標を設定し、期末において業績目標に対する業績を5段階(A～E)で評価します。その評定結果に基づき勤勉手当の成績率を決定します。

② 退職手当(平成20年4月1日現在)

長 野 県	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.5月 30.55月	勤続20年 23.5月 30.55月
勤続25年 33.5月 41.34月	勤続25年 33.5月 41.34月
勤続35年 47.5月 59.28月	勤続35年 47.5月 59.28月
最高限度額 59.28月 59.28月	最高限度額 59.28月 59.28月
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～30%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 500千円 27,423千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

支給実績（20年度決算）		2,193,103 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）		71,581 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	28人	16%	16%
大阪市	3人	13%	13%
名古屋市	4人	12%	12%
長野県（長野市、松本市、 諏訪市及び塩尻市）	10,933人	1.5%	3%
長野県（上記以外）	17,814人	1.5%	0%
医師	141人	13%	13%
平均支給率		1.6%	1.2%

（注）「国の制度（支給率）」欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

（平成 22 年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
東京都	18 %	18 %
大阪市	15 %	15 %
名古屋市	12 %	12 %
長野県（長野市、松本市、諏訪市及 び塩尻市）	1.5 %	3 %
長野県（上記以外）	1.5 %	0 %
医師	15 %	15 %

（注）国の制度では、平成 22 年度での完成を目指して、平成 18 年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

④ 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（20年度決算）		1,262,752 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）		65,359 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（20年度）		39.4 %		
手当の種類（手当数）		37		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
支給額の多い手当	教員特殊業務手当	<p>学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの</p> <p>学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの</p>	勤務1日（泊を伴うものにあつては1泊）につき、3,200円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）	
	夜間看護等手当	<p>病院、総合リハビリテーションセンター又は介護老人保健施設に勤務する職員</p> <p>病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの</p>	<p>正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる看護等の業務</p> <p>勤務1回につき3,300円（深夜における勤務時間が2時間以上4時間に満たない場合は2,900円、2時間に満たない場合は2,000円）</p> <p>勤務1回につき1,620円</p>	
	刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	作業1日につき560円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円）
	医療等業務手当	医療等に関する業務に従事した職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	<p>保健師、看護師又は准看護師である職員の、保健指導又は看護に関する業務</p> <p>医師又は歯科医師である職員の、医療に関する業務</p> <p>臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師である職員の、臨床検査、衛生検査、放射線に関する業務</p> <p>理学療法士又は作業療法士である職員の、理学療法又は作業療法に関する業務</p>	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
	夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
多くの職員に支給されている手当	教員特殊業務手当	<p>学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの</p> <p>学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの</p>	勤務1日（泊を伴うものにあつては1泊）につき、3,200円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）	
	入学者選抜手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務	1時間につき240円
	教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員	当該担当に係る業務	業務1日につき100円
	死体処理手当	警察職員	人の死体の処理作業	作業1体につき3,200円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額